

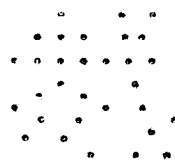
認めるに足りる証拠はなく、この点から被控訴人が控訴人に対し欺罔行為を行ったと認めることはできない。

ウ そこで、被控訴人が、控訴人をして、サマセット社がインターバンク市場に注文を取り次いでいないのに取り次いでいるものと誤信させた、もしくは、インターバンク市場でヘッジしていないのにしているものと誤信させたか否かについて検討する。

趙及び崔が、控訴人に対してサマセット社とインターバンク市場との関係についての特段の説明をしたとは認められず、本件説明書においても上記(1)アのような記載があるのみである。

確かに、「インターバンク市場においてお客様が本当に有利にお取引いただける」との記載は、読み方によっては、サマセット社がインターバンク市場に直接参加していることを前提とするものと読み取ることも可能である。しかしながら、サマセット社がインターバンク市場に直接参加している旨を明記した記載がないこと、インターバンクレートという公式の一義的なレートが存在するわけではないこと、本件説明書3頁には、「より近い有利なレートで」と記載され、顧客に提示する値段はロイター画面どおりになることもあればそうでないこともあると記載していることなど、本件取引の商品説明の全体をみると、控訴人に対する被控訴人の説明は、本件取引においてインターバンクレートを基準としたこれに近いレートで取引が行えるという趣旨のものであったと認められる。そして、前記のとおり、控訴人が実際に取引を行った値段はロイター気配値の範囲内にあり、インターバンクレートを基準としこれに近いレートであるといえる。したがって、この点について被控訴人の説明が控訴人を欺罔するものということとはできない。

また、本件においては、被控訴人がインターバンク市場において常にリスクヘッジしていると認めるに足りる証拠はないから、被控訴人が、控訴



人に対し、サマセット社が確実にインターバンク市場においてリスクヘッジしているとの説明を行ったならば虚偽の説明になり得るところである。しかしながら、本件説明書においては、ヘッジについての一般的な記載があるのみで、サマセット社がインターバンク市場において常にリスクヘッジを行っているという記載はなく、かつ、趙及び崔においてかかる説明を行ったことを認めるに足りる証拠はない。そして、一般的に、外国為替証拠金取引は、リスクヘッジを行うことが取引の本質的要素となっているわけではなく、あくまで外貨を保有することから生じる損失の危険を、個々の取引主体の判断でヘッジする場合があるというものであることに鑑みると、被控訴人の控訴人に対する説明に虚偽があったとは認められない。したがって、この点について被控訴人の説明が欺罔行為となる余地はない。

エ なお、仮に、本件説明書による取引形態の説明が不明確で誤解を招くおそれがあつたとしても、控訴人が上記のような各点について誤信しなければ本件取引を行わなかったと認めるに足りる証拠はないから、本件説明書の記載と損害との因果関係も認めることはできない。

この点、控訴人は、サマセット社がインターバンク市場でヘッジ取引をしていて、控訴人と被控訴人及びサマセット社の間に実質的な利害相反関係がないと思ったからこそ本件取引を行ったもので、ヘッジの実態がないことを知っていれば、本件取引を行っていなかったことは明らかであると主張しているが、上記のとおり、外国為替証拠金取引において、リスクヘッジをすることはその本質的要素となっているわけではなく、あくまで、当該取引により発生することのありうる損失を回避するためにサマセット社の判断によりなされるべきものであり、ことさら、被控訴人(担当者)が、常にインターバンク市場においてリスクヘッジをしているとの虚偽の説明をしない限り、控訴人が本件取引を開始することを決断すべき重要な要素となっていたとは考えられず、この点に関する控訴人の主張は理由がない。



2 争点(2) (本件取引は賭博としての違法性を有しているため控訴人に対する不法行為となるか) について

(1) 控訴人は、本件取引は為替取引を利用した賭博行為であり、その違法性を阻却する法令の規定もないから(通貨の価格その他の指標による数値を用いて、損益を発生させる取引は、銀行法10条2項14号、証券取引法34条2項5号等、特定の法令により、特定の認可・許可業者にのみ特別に認められているものであって、そのような違法性阻却事由の全くない本件取引が賭博の違法性を帯びることは明らかである。)、違法な賭博行為であり、控訴人に対する不法行為を構成する旨主張する。

(2) 賭博とは、当事者において確実に予見し得ない事実を予想し、その的中の有無によって定まる勝敗に関し、財物をもって賭事をするをいう。

例えば、競馬は、特定の競争馬の着順という確実に予見し得ない事実について勝馬投票をし、予想が的中すれば所定の倍率の配当金を得るというものであるから、その本質は賭博にほかならない。他方、外国為替証拠金取引は、通貨を対象とする売買取引であり、当該通貨の為替相場の変動によって生じた売買損益が取引主体に帰属するというものにすぎない。確かに、為替相場の変動それ自体は確実に予見し得ない事実ではあるが、上記のとおり、外国為替証拠金取引は、為替相場の変動それ自体の的中の有無をもって勝敗を決し、その勝敗に関して財物をもって賭事をするものではなく、あくまでも通貨を売買の対象とした取引であり、為替相場の変動はその売買損益に反映するものにすぎないから、本件(外国為替証拠金)取引は、売買の目的物価額の変動によって損益が生じる通常の商取引と異なるどころはなく、投機的取引ということではできても賭博ということができないことは明らかである。

この点、控訴人は、本件取引は、通貨を売買の対象とした取引ではなく、売買という形式を借りて取引しているに過ぎないと主張するが、本件取引が通貨を対象とした売買であることは明らかであり、本件取引が売買を偽装したものというこ

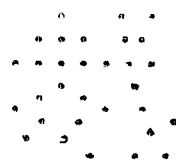
とは到底いえず、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

- (3) また、控訴人は、現実の金銭の受渡しを伴って取引を行う通常の通貨の売買は合法であるが、本件（外国為替証拠金）取引における外貨の貸借や両替は、現実には行われず帳面上・計算上のみのもので、実際に金銭が移転するのは最後の結果だけであることから、円・ドル相場の数字を利用した賭博にすぎないと主張する。しかしながら、本件（外国為替証拠金）取引が賭博に該当しないことは上記説示のとおりであって、控訴人主張のような根拠をもって同取引が賭博に該当するとはいえないから、控訴人の主張は失当である。

さらに、控訴人は、通貨の価格その他の指標による数値を用いて損益を発生させる取引が、銀行法10条2項14号、証券取引法34条2項5号等、特定の法令により、特定の認可・許可業者にのみ特別に認められているものであり、そのような違法性阻却事由のない本件取引は、賭博の違法性を帯びるとも主張する。しかしながら、上記のとおり、本件取引が売買の目的物価額の変動によって損益が生じる通常の商取引と異なるところはなく、賭博に該当しない以上、仮に被控訴人及びサマセット社が上記特定の認可・許可業者でなかったとしても、上記判断を左右するものではない。

3 控訴人の当審における予備的主張について

控訴人は、本件取引が賭博でないとした場合、本件取引は、サマセット社が、控訴人に対し、控訴人がサマセット社に証拠金を預託した場合、その証拠金の数十倍の金員を貸し付けて、控訴人がこの貸付金をもって「ドル」や「円」を買うという貸金を伴うものであるところ、被控訴人もサマセット社も貸金業登録を行っていない貸金業法11条1項違反の無登録貸金営業であるし、また、サマセット社は、業として預かり金を行うものであるから出資法2条に違反する違法預かり金であり、さらには、サマセット社は、実質的には約117パーセントの利息を取得していることになるから出資法5条1項2項違反の高金利貸付でもあると主張している。



しかしながら、前記認定説示のような本件取引の態様からすると、控訴人主張のような貸金構造と認めることはできない。

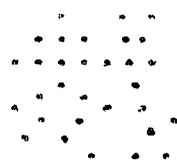
よって、控訴人の上記主張は理由がない。

4 争点(4)(本件取引には、適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等の違法性があるため、本件取引は全体として違法となり、不法行為となるか)について

(1) 前記争いのない事実等、証拠(乙3, 4, 27, 証人趙, 証人崔及び控訴人本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、1954年生まれの中国人であり、中国の4年制大学に3年間在籍した後、昭和62年に日本に留学し、本件取引当時から現在に至るまで■■■■大学の研究員である。控訴人は、■■■■大学の研究員としての収入はなく、アルバイトをして生計を立てていた。なお、控訴人は、来日後、大阪大学の研究員となる前に、日本語学校に約半年間、私立大学の美術科に5年間通っていたところ、これら学校に納める学費、特に、私立大学の美術科の学費が高額であったことから、来日前後に多額の借金をしていた。また、控訴人は、大学を出て学位を取得したとしても就職の目処が立っていなかったことから、自分で仕事を立ち上げようと思っており、そのためには多額の資金が必要となるころ、なんとか金員を増やす方法を模索していた。控訴人が、このように模索していた時に、以下のとおり、被控訴人の新聞広告を見たのである(甲13の2項)。

他方、控訴人は、本件取引を行う前、大和銀行において外貨預金を行ったことがあった。また、控訴人は、平成13年10月30日から平成14年3月12日まで、新光証券株式会社において口座を有して累積投資等の取引を行い、さらに、平成13年10月30日、みずほインベスターズ証券株式会社において口座を開設し、それ以降、投資信託等の取引を行った(調査囑託の結果)。

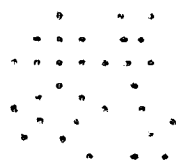


イ 控訴人は、平成13年9月19日、外国為替取引に関する被控訴人の講習会の新聞広告を見て、被控訴人に電話をしたところ、講習会以外でも説明を行っていると言われ、同年10月上旬ころの午前中、実際に被控訴人の営業所に赴いた。

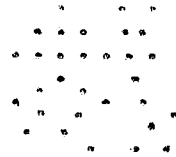
ウ 趙は、控訴人に対し、被控訴人のパンフレットの資料2（乙27の4）に基づき、ワールド・ワイド・マージンFXについての説明を行った。同資料2には、ポイント1から9と題して、ワールド・ワイド・マージンFXの特徴である、少ない資金から取引が可能であること（ポイント1）、決済（取引期間）が自由であること（同2）、電話で取引できること（同3）、スワップ金利が発生すること（同4）、リアルタイムでのレートで取引できること（同5）、低コストで運用ができること（同6）、円安・円高どちらでも利益が出ること（同7）、資産は安全であること（同8）、最新情報を提供すること（同9）が記載されており、また、「わずか1円の値動きから10万円の差金が生じます」との記載の下に、3円の値動きがあった場合の損益の計算が記載されていた。趙は、上記資料2に沿って、上記ポイント1ないし9を説明し、1ドル1円の値動きで10万円の損益が生じることを、罫紙に損益計算を書きながら説明した。

エ 控訴人は、しばらく趙の説明を聞いていたが他の用事を済ませるためいったん説明を受けるのをやめ、被控訴人の営業所を出て用事を済ませ、再び被控訴人の営業所に戻り説明を受けた。趙から説明を受けた時間は、合計1時間30分くらいであった。控訴人は、同日は上記説明を聞いただけで、ワールド・ワイド・マージンFXを開始することを承諾せずに被控訴人の営業所を出た。

オ 崔は、平成13年11月1日ころ、控訴人に対して勧誘の電話をし、控訴人と阪急電鉄三国駅近くのファーストフード店（マクドナルド）で会った。崔は、控訴人に対し、本件説明書を交付した上、ワールド・ワイド・



マージンFXについて口頭及び紙に書いて説明したが、本件説明書に基づいた説明は行わず、本件説明書は後で読んでおくように述べた（なお、本件説明書2頁には、「外国為替証拠金取引の危険性について」と題して「多大な「利益」を得る機会があると同時に、元本以上の「損失」が生じる危険性があります。」、「外国為替取引は、少ない証拠金で予め合意された倍数に相当する金額の取引を行えます。このため、多大な利益を得ることができると同時に、多大な損失が生じる危険があります。」、「為替相場の変動に応じ、当初預託した取引証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を新たに預けなければならなくなることもあります。また、一旦証拠金を追加した後に、さらに損失が増え、預託した証拠金が全部戻らなくなったり、それ以上の損失となることもあります。」、「政治、経済又は金融情勢の変化により、時に各国政府の規制や外為市場などで取引停止措置があったり、あるいは、通信手段の故障などで取引の実行が不可能になるなど不測の事態もあり、予想外の損失が生じることもあります。また、損切り手仕舞いを出しても、その時の相場状況によっては希望した約定値で損切りができない事態もあります。」との記載があり、同4頁には、「〔呼値〕最小の値動きのことで、ドル/円の場合は、1米ドルあたり0.01円となります。従って倍率は10万倍となり、1円の値動きで10万円の差損益が発生することになります。」との記載があった。）。崔は、その際、リアルタイムで為替相場を確認できる文字放送のラジオを持参し、控訴人に為替の情報を得る方法として紹介した。また、崔は、控訴人に対し、売買計算書のサンプル（乙16）を用いて、記載されている項目の意味等同計算書の読み方及び損益の計算方法等を説明し、その日本語訳文を交付した。控訴人は、その日、サマセット社との間でワールド・ワイド・マージンFXを行う旨の本件契約書（乙3）及び確認書（乙4の1ないし4）に所定事項を記載して署名し、崔に対し、委託証拠

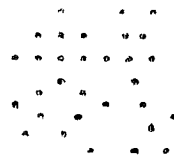


金として持参していた80万円を支払った（乙3は、説明と契約とが一体となったものであり、契約部分のみを引き出したのが、乙4である。）。

カ 崔は、本件取引開始に際し、控訴人が中国人留学生であることは知っていたが、控訴人の具体的な収入・資産及び投資経験の種類については特段注意を払わず、調査することもなかった。

キ 控訴人は、文字放送ラジオを購入し、為替相場の情報を入手していたほか、崔から送られてくるファックスによっても情報を入手していた（甲13及び弁論の全趣旨。なお、甲13には、崔からのファックスはいつも通信エラーであり、崔からファックスにより情報を入手したことはないかのような記述があるが、控訴人によれば、ファックスの通信エラーはファックスの設定に原因があったとのことである。そうだとすると、常にファックスの通信がエラーとなることはないというべきであるから、控訴人は、崔からファックスにより情報を得ていたと認められる。）。崔は、控訴人に対し、自分の相場判断により、例えば「120円の50以下であったら1枚買ってもよいか」などと聞き、控訴人の了承が得られたら、それに従った注文をサマセット社につなぐというような方法で取引を行った。

ク 控訴人は、平成13年11月9日、崔から追証拠金が発生するかもしれないと言われ、崔に対し、追証拠金とする趣旨で20万円を交付した（この点、控訴人は、崔から、「もしお金の余裕があるのなら、もう少し入金してもらえますか。」といわれたことから、20万円を崔に交付したと陳述している（甲5）。しかし、控訴人は、80万円を交付した際、80万円以上の金額で注文を出すつもりはなかったと言い（甲5）、また、来日前後に多額の借金をし（甲13）、 大学からは給料が出ず、アルバイトでのわずかな収入しかなかったのであるから（控訴人本人14頁）、控訴人に、被控訴人に対し、金員を入金する余裕があったとは考えられないことからすると、崔の「お金に余裕があるのなら入金して欲しい」との依頼を受けたことから、これに応じて20万円を崔に交付したとの上記



陳述は信用し難く、むしろ崔が供述するとおり(証人崔11頁)、控訴人は、崔から追証拠金が発生するかもしれないとの説明を受けたことから、追証拠金とする趣旨で、20万円を交付したと認めるのが相当である。)

ケ 控訴人は、ポンドの利息が高く利益率が高いと考え、崔にポンドの売買について相談した。崔は、通常ポンドを取り扱っていなかったが、控訴人の注文を受けて、控訴人のために同月20日及び28日、ポンドを購入した。

コ その後、サマセット社から控訴人に対し、週に1回、1週間分の計算書(乙17の1ないし48)が送付された。

サ 控訴人は、同月28日、追証拠金が発生している状況にはなかったが、1週間海外に行く予定があったことから、その間に証拠金が不足し決済せざるを得ない事態になることを避けるため、自発的に委託証拠金として128万円を入金した。なお、この128万円は、控訴人の自己資金ではなく、借り入れたものであった(控訴人本人18頁)。

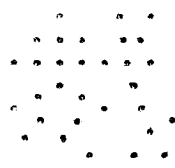
シ 崔は、同年12月27日、控訴人に対し、控訴人に損失が発生したため追証拠金を要求したところ、控訴人は、これに応じて追証拠金として40万円を入金した。

ス 控訴人は、平成14年1月上旬、崔に対し、本件取引をすべて終了することを要請し、本件取引は終了した。

セ ワールド・ワイド・マージンFXについては、崔が担当した顧客の7割ほどが損失を出して取引を終了している。

(2) 適合性違反について

ア 金融商品を販売する者が顧客に対して金融商品の勧誘をする際に、当該金融商品に係る取引をするための知識、情報、経験及び資力等が不十分な顧客に対する勧誘が違法となることは、金融商品の販売等に関する法律及び商品取引所法において規定されている。これは、金融商品の取引は投機

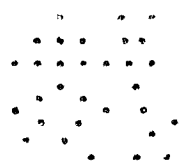


性が強く、委託者が不測の損害を被るおそれがあることから、当該取引に参加することが不適合な者をあらかじめ排除して、顧客の利益を保護することを目的とする。

外国為替証拠金取引は、極めて短期間に証拠金以上の損失が発生する可能性があるもので、その危険性は他の金融商品と比較してもかなり程度の高いものである。したがって、外国為替証拠金取引についても、上記規制と同様に、業者は、まず顧客を勧誘する際に、取引の性格に照らし、それについての知識、情報、判断力、理解能力及び取引を実行するための資力があるかどうかの調査を行い、顧客の年齢、職業、収入、資産、経歴、学歴、外国為替証拠金取引及びその他の投機的取引経験の有無などからして不適合と認められる場合には、当該顧客を勧誘してはならないものと解すべきである。

イ 前記(1)アの事実等から明らかなおおりに、控訴人は、中国国籍をもつ留学生であり、留学先の大学での収入はなく、アルバイト等による収入により生計を立てていた者で、当時、多額の借金もあったのであり、他方で、相当程度の資産があったと認めるに足りる的確な証拠はない。このように、控訴人は、生活費とは別に本件取引のような投機的取引を行うのに十分な資金を有していたわけではなく、また、前記認定のおおりに、控訴人の大学における専攻は、日本語及び美術であって経済や金融等とは無関係であり、本件取引以前又は同時期に、大和銀行において外貨預金をし、みずほインベスターズ証券株式会社及び新光証券株式会社において口座を有していたものの、外国為替証拠金取引や先物取引等の極めてハイリスク・ハイリターン取引経験があったとはいえない。

これらの事実を総合すると、控訴人は、外国為替証拠金取引の適合性を欠くものと認めるのが相当である。したがって、説明を受けた上でいったんは取引を断った控訴人に対して外国為替証拠金取引を勧誘し、控訴人の



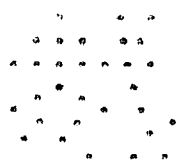
収入、資産及び投機的取引経験等について何ら調査・検討することなく、本件取引を開始させた崔の行為は、適合性の原則に反し、違法なものであると認めるのが相当である。

(3) 説明義務違反について

ア ワールド・ワイド・マージンFXは、為替相場の差金決済で損益が生じる取引であるが、1ドルあたり1円の値動きがあることにより10万円の損益が発生するハイリスク・ハイリターンな取引であり、少ない証拠金で取引を開始することができる反面、場合によっては追加の証拠金が発生し、最終的に損失が確定すると当初の証拠金とは比較にならない損失が生じ得る取引である(乙3)。そして、24時間刻一刻と変動し続ける為替相場を予測することや損益およびスワップ金利の計算を理解するのは一般人にとって容易なことではないと考えられる。また、サマセット社から週ごとに送付される売買報告書は英文であり、訳文が添付されているものの、その内容を完全に理解することも、一般人にとって容易なことではないと考えられる。

このように、本件取引(外国為替証拠金取引)については投機性・危険性が極めて高いものであり、しかも、ワールド・ワイド・マージンFXにおいては、取引の仕組みが比較的難解で一般人に容易に理解できない取引であることからすると、顧客の自己責任の前提として、被控訴人には、顧客に取引の仕組みや内容及び危険性を十分に説明し、顧客がその危険性を十分に認識した上で取引を行うようにしなければならず、顧客が取引を開始する際に、その危険性についての正当な認識を形成するに足りる説明を行う義務があるというべきである。

イ そして、上記のようなワールド・ワイド・マージンFX及び本件取引の特質からすれば、当該危険性の具体的な内容は、1ドル1円の値動きで10万円の損益が発生し得るハイリスク・ハイリターンの取引であること、



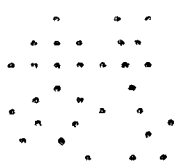
計算上の損失が必要証拠金の30%以上となった場合には追証拠金が発生すること、したがって相場が不利な方向に動いた場合には損失は当初の入金額にとどまらないこと、取引所取引ではなく取扱業者が売買の相手方となる相対取引であるということであり、これらについて被控訴人は、控訴人に対し、説明を行わなければならない。

そして、これらの説明義務を尽くしたといえるかどうかは、当該顧客をして上記内容を理解せしめたか否かが重要なのであるから、顧客の理解能力や属性等に鑑み判断されるべきである。

ウ 前記(1)ウの事実によると、趙は、控訴人に対し、本件取引が1円の値動きで10万円の損益が発生するハイリスク・ハイリターンの取引であること、計算上の損失が出て証拠金の30%に達した場合は追証拠金がかかること、そうなった場合は資金がないと大変であることなどを口頭で説明している（証人趙3頁以下）。また、上記説明は、趙が交付したパンフレット（乙27の3ないし5）及び崔が交付した本件説明書においても重ねて記載されている。

この点、控訴人は、趙が交付したものは乙第27号証の4のみであり、趙の口頭の説明も本件取引のリスクについては十分なものではなく、控訴人は本件取引のリスクについて理解していなかったと主張する。

しかしながら、控訴人は、「趙さんは、すごく書きました。計算のようなものの印象ありました。」（控訴人本人12頁）、「利息や手数料のことにもふれながら、罫紙に利益計算を次々と書いてくれました」（甲5）と述べていることからして、趙は、控訴人に対し、損益もしくはスワップ金利等の計算を紙に書いて説明したものと推認することができる。また、控訴人は、趙との会話において、「こんないいことあるならリスクはどうですかと聞きました。」（控訴人本人7頁）、「もし思ったよりも反対にいくなら当然損になりますね。」（同頁）、「大きな損でるんじゃないで



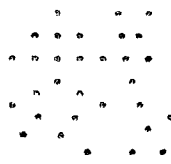
すか。」（同8頁）などと述べていること、崔との会話において、リスクについては「主に私から聞いて、こんないいことあるんならリスクはどうですか。」（同14頁）と述べていることからすると、収益性が大きいことの裏返しとして、相場が逆に動いた場合はそれだけ損失も大きくなることは当然理解していたものと認められる。

また、以上のように控訴人は趙から本件取引の危険性等について説明を受けたと認められること、趙は新規の来店者に対し常に乙第27号証の3ないし5の資料を用いて説明しており、控訴人に対しても通常どおりの説明を行ったと証言するところ、控訴人の場合だけ乙第27号証の4の資料のみに基づいての説明であったとは考えがたいことなどからすると、控訴人は、趙から、乙第27号証の3ないし5の資料に基づく説明を受けたものと認められる。

さらに、控訴人本人によれば、控訴人は、趙との面談の際にはリスクが大きいことが不安で契約しなかったことが認められるところ、控訴人は、その後、崔の勧誘に応じて本件取引開始の契約に至っていることからすると、控訴人は、本件取引の危険性を認識しながら本件取引を開始したものと認められる。

さらに、控訴人は、中国で4年制の大学に通っていたこと、日本の国立大学に研究生として在籍していること、上記(1)アのとおり証券会社及び投資会社における取引経験を有していたことからすると、本件取引の具体的な仕組みや損益計算方法は理解していなくとも、高い収益を上げられる取引であればそれに応じたリスクを負担しなければならないことは十分に理解していたと認められる。

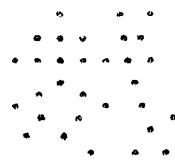
以上のことからすると、控訴人が外国為替証拠金取引について経験がない初心者であったとしても、本件取引のリスクについての正当な認識は形成されたといえ、（リスク形成にかかる）説明義務は尽くされていたと認



められる。

エ 他方、本件取引は2者間の相対取引であるところ、この点については、趙及び崔からの口頭での説明がなされたとは認められず、パンフレット（乙27の3ないし5）及び本件説明書等にもこの点の記載はない。むしろ、本件説明書には、「この直物為替取引が行われているインターバンク市場とは、実際に証券取引所のような取引所があるわけではありません。銀行やブローカーなどとの間で張り巡らされた電話回線等のネットワークを通じて行われている取引をインターバンク市場といい、そこで取引されているレートをインターバンクレートと呼び、東京・ロンドン・ニューヨークの3大市場を中心に、世界のどこかで24時間休みなく取引が行われています。」、「インターバンク市場においてお客様が本当に有利にお取引いただけるのが「ワールド・ワイド・マージンFX」です。」などという記載があり、本件取引においては取引所こそないが、取引の相手は、固定された取扱業者ではなくあたかも不特定多数の取引主体で構成された市場そのものであるかのような認識を形成させるおそれのある内容となっている。したがって、この点につき、被控訴人の説明義務が尽くされたとはいえない。

しかし、一般的に、投機的取引を行おうとする者が最も関心を寄せる事項は、どの程度の利益が見込まれるかということであり、本件取引が取引所取引であるか相対取引であるかは利益率とは必ずしも関連性を有しないから、顧客が、外国為替証拠金取引を開始するか否かを判断するに際して、重要となる事実ということは必ずしもいうことはできない。そして、一般的な顧客同様、控訴人も、本件取引を開始するか否かにあたっては、いくらのレートで取引ができどれだけ利益が得られるかがもっとも関心を寄せる事項であったと推測されることからすると、控訴人が、本件取引が相対取引であるとの説明を受けたからといって本件取引を開始しなかったと



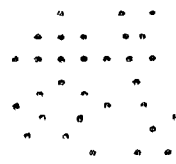
までは認めることはできないといわざるを得ない。したがって、相対取引であるとの点について、被控訴人従業員の説明が十分であったとはいえないものの、本件取引によって控訴人が被った損害との直接の因果関係があるとまでは認められない。

オ 控訴人は、崔が控訴人の認可代理人となるに際して、控訴人とサマセット社とは利害が対立しており、崔は双方代理を行うことになるという点についても説明すべきであったと主張する。しかしながら、本件取引においては、被控訴人は、控訴人の注文をサマセット社に取り次ぎ、サマセット社がこれを承諾することで売買契約が成立するというものであり、実質的には、被控訴人は、控訴人とサマセット社との間の取引を仲介するものに過ぎず、被控訴人が、控訴人の意思を無視して、被控訴人側の利益を追求することが必ずしも容易ではないし、また、現実に控訴人とサマセット社の利害が対立し、崔が双方代理を行って、控訴人の利益を無視してサマセット社に利益になるように動くということを認めるに足りる証拠はないことからすると、被控訴人が、控訴人に対し、この点について、特に説明すべき義務は認められないというべきである。

カ 以上のとおり、被控訴人において、本件取引が相対取引である点につき説明義務違反があったものと認められるが、その余の点について説明義務違反があったものとは認められない。

(4) 断定的判断の提供について

ア 控訴人は、崔が、控訴人に対し、「レートは上がっても下がっても利益が出ます」、「心配はいりません、私が金融機関にしか入手できない内部情報を提供しますし、サポートやアドバイスをしてあげます」、「為替レートの変動のリスクをさける方法があります」、「大きな損が出る前に食い止めることができます」等述べ、利益のみを強調する断定的判断の提供を行ったと主張する。



しかしながら、「レートは上がっても下がっても利益が出ます」との発言については、レートは円・ドルいずれを売買するかにより上がっても下がっても利益が生じる取引であることは事実であるし、前記のとおり、控訴人は、相場が予想と逆の方向にいけばそれだけ損失を被ることを理解していたのであるから、当該発言が、控訴人との関係において、どのような相場変動においても利益のみが出るとの断定的な判断を提供したものは認められない。

その余の発言については、相場変動に関連して必ず利益が生じるとの断定的判断を提供するものには当たらないというべきである。

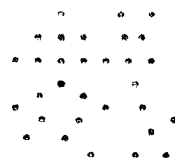
イ したがって、被控訴人が、控訴人に対し、本件取引において、利益が生じることが確実であるかのような断定的判断の提供を行ったとは認められない。

(5) 両建について

ア 本件取引においては、平成13年12月7日4枚の買いがなされた後、同月10日から平成14年1月10日までの間、何度も買いがなされており、両建の状態となっていた(乙12)。

イ そして、取扱業者には、顧客が損失の被る危険性の高い取引を安易に行うことのないようにする義務があり、もっぱら自己の手数料稼ぎのために合理的な投資判断に基づかない無意味な売買を反復して行わせ、顧客の危険を省みず自己の利益のみ追求することは違法であるというべきである。

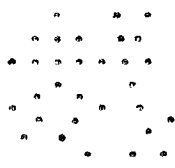
ところで、両建とは、投資行為において売りのポジションと買いのポジションを同時に建てることをいい、計算上の損失が発生しているが、損切りをして損失を確定させるのではなく、反対のポジションをもつことにより取引を継続させて損失の実現化を回避するために行われる手法である。両建が行われている場合、買いのポジションで利益が出るとしても、それは同時に売りのポジションでは同額の損失となることを意味するから、両



建を維持している間は両ポジションは相殺され、最終的な損益は損切りした場合と同じである。しかしながら、取引が継続する以上、1枚あたり往復200ドルの手数料がかかり、スワップ金利も日々発生するのであるから、結果的には両建の方が損切りよりも顧客にとっては不利である（証人趙6頁，証人崔25頁）。もっとも、計算上の損失が実現するのを当面回避することができることからすれば、具体的相場状況や顧客の資産状態に鑑みて両建が常に合理性を有しないとまではいえない。したがって、顧客が両建の意義、効用及び不利益面について十分理解していないにもかかわらず担当者がことさら両建を勧めたなど、顧客の利益を無視し手数料を得ることを目的とした勧誘行為が認められるような取引である場合には、両建を勧めたことが違法になり、そうでない場合には違法ではないと解すべきである。

ウ 証人崔は、一般的に両建よりも損切りの方が有利であり、本件取引で両建を行った状況においても、結果的には損切りの方が有利であったと思うと証言する（証人崔27頁）。なお、同証人は、両建の方が余剰資金ができて動けるようになる旨証言するが（同頁）、本件取引で両建を行った具体的状況において両建の方が損切りよりも有利になるという具体的な計算を行っていない。したがって、崔が両建の方法を勧めるに当たっては特段合理的な計算上の根拠は存在せず、むしろ、崔自身が自認するように両建よりも損切りのほうが控訴人にとって有利な状況であったことが推認され、崔が控訴人に対し両建の意義、効用及び不利益面について理解させるに足る説明を行ったとも認められない。

これらの事実に鑑みると、崔は、控訴人が両建の意義、効用及び不利益面について十分理解していないにもかかわらず、あえて両建を勧めたものであって、この行為は、顧客の利益を無視した違法な行為であるというべきである。



5 争点(5)(控訴人に生じた損害及び過失相殺の成否) について

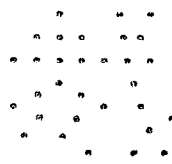
(1) 控訴人に生じた損害

被控訴人は、控訴人が被った損害につき、崔の使用者として責任を負うべきところ、前記争いのない事実等(3)記載のとおり、控訴人が委託した証拠金と被控訴人からの返戻金との差額は180万5291円であるから、控訴人は、本件取引における被控訴人従業員らの行為により同額の損害を被ったといえることができる。

(2) 過失相殺の成否

前記認定説示のとおり、被控訴人には、控訴人が外国為替証拠金取引の適合性を欠く者であるにもかかわらず、同取引を勧誘し、控訴人の収入、資産及び投機的取引経験等について何ら調査・検討することなく、本件取引を開始させたことにつき、適合性の原則に反した違法な行為があるし、控訴人が両建の意義、効用及び不利益面について十分理解していないにもかかわらず、あえて両建を勧めたという、顧客の利益を無視した違法な行為があったといえることができ、その違法性は、特に控訴人が外国為替証拠金取引の適合性を欠く者であるにもかかわらず上記取引を開始させたという点で重大であるといえるべきである。

これに対し、控訴人は、前記のとおり外国為替証拠金取引の適合性を欠いているとはいえ、当初は自ら積極的に被控訴人支店に赴いて長時間にわたって説明を聞くなど、投機的取引であるワールド・ワイド・マージンFXに強い関心を有していたことが認められる(調査囑託の結果によれば、本件取引開始直前の平成13年10月30日には、新光証券株式会社において、総合取引申込書の投資目的欄の「利金等の収益性重視」欄にチェックを付けていることも認められる。)。また、本件取引継続中においても、旅行で不在にする直前に被控訴人従業員から何ら入金の変請がないにもかかわらず自ら128万円の委託証拠金を入金したり、自発的にポンドの売買を崔に持ち掛け実際に売買するなど、投機的取引に対する積極性が認められる(この点、控

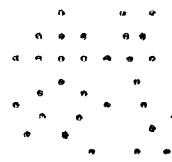


訴人は、128万円の入金は、控訴人が旅行中不在で相場の変動に対応できないから、証拠金不足による強制決済を避けるべく念のために資金を入れておいたというものであり、本件取引に積極的に参加したものではないと主張している。しかし、控訴人は、資金不足による強制決済を避けるためとはいえ、自己の意思により証拠金として128万円を入金したものであって、このことはとりもなおさず、取引の継続を希望していたことに他ならず、本件取引に積極的に参加したものであることの証左であるというべきである。)。さらに、控訴人は、本件取引開始直前に、新光証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社において、それぞれ取引口座を開設して、本件取引と同時期に、数百万円程度の累積投資や投資信託等の取引を行っていたもので（調査嘱託の結果）、本件取引も控訴人のかかる投資の一環であったと認められる。

加えて、前記のとおり、控訴人は、本件取引の仕組み及び危険性については説明を受けある程度は理解していたものである。

これらの事情に照らすと、控訴人には、損害の発生につき、自らにも相当程度の過失があったといわざるを得ず、上記諸事情に鑑みれば、上記損害額のうち5割を過失相殺するのが相当である。

この点、控訴人は、本件取引自体が詐欺及び賭博という犯罪的違法性を有するから過失相殺は許されないと主張するが、前記のとおり、本件取引の構造自体は違法なものとは認められないから、控訴人の主張は理由がない。また、控訴人は、被控訴人従業員らの行為の違法性は極めて重大であり、とりわけ、本件取引の適合性を有しない控訴人を勧誘したこと自体、そもそも許されなかったことであり、被控訴人の重大な違法性に鑑みれば、控訴人が本件取引を行ったことを落ち度として評価するのは公平の理念に反して決して許されないものであり、控訴人の不注意も、被控訴人がそのようになることを企図した結果、控訴人がまんまとそれにひっかかり、本件取引の真の危険性を理解しないままに取引に参加させられたことに起因するものであり被控訴人が招来したものであるか



ら、控訴人の過失は問うべきではないと主張している。確かに、被控訴人従業員らの違法行為は適合性原則違反及び違法な両建という重大なものであるが、控訴人の本件取引に対する積極性等前記事情を考慮すると、控訴人の損害につき上記の過失相殺を認めるのが相当であり、むしろそれが公平の原則に合致するものというべきである。

そうすると、被控訴人は、控訴人に対し、上記損害額からその5割に相当する額を控除した90万2646円(小数点以下四捨五入)を支払うべき義務を負う。

(3) 弁護士費用

本件訴訟を追行するに当たって生じる弁護士費用のうち上記損害額の約1割に相当する9万円は、本件取引と相当因果関係のある損害であると認める。

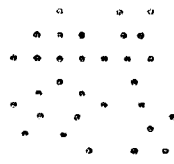
したがって、控訴人は、被控訴人に対し、上記合計99万2646円及びこれに対する訴状送達の日(平成14年6月13日)の翌日である平成14年6月13日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

6 以上の次第で、控訴人の請求は、99万2646円及びこれに対する訴状送達の日(平成14年6月13日)の翌日である平成14年6月13日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきであり、その余は失当として棄却すべきであるから、これと異なる原判決を上記のとおり変更することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条2項、61条、64条本文、仮執行宣言につき、同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結の日 平成16年10月13日)

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長 裁判官 松 山 恒 昭



裁判官 小 原 卓 雄

裁判官 吉 岡 真 一

取引一覧表

Customer Ledger
From : 01/11/02 To 02/01/10

委託者コード: CF813

氏名: [REDACTED]

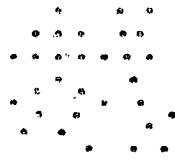
住所: 〒561-[REDACTED]

大阪府豊中市 [REDACTED]

Page : 1

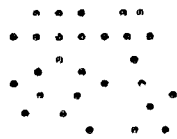
Date(日付)	Margin In(入金)	Margin Out(出金)	Net(合計)
01/11/02	6,546.64		6,546.64
01/11/09	1,653.44		8,200.08
01/12/03	10,322.58		18,522.66
01/12/27	3,040.67		21,563.33
02/01/08		3,034.90	18,528.43
02/01/10		3,588.14	14,940.29
Total(合計)	21,563.33	6,623.04	

Date(日付)	Item(銘柄)	Name(銘柄)	Units(数量)	B/Date(買/日付)	B/Price(買値)	S/Date(売/日付)	S/Price(売値)	Commission(手数料)	Interest(金利)	Profit/Loss(損益)	New Balance(残高)
01/11/02	Margin In/Out		6,546.64								6,546.64
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				4.17		6,550.81
01/11/05	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				1.39		6,552.20
01/11/06	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				1.39		6,553.59
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				1.39		6,554.98
01/11/07	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				1.39		6,556.37
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				1.39		6,557.76
01/11/08	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				1.39		6,559.15
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				1.39		6,560.54
01/11/09	Margin In/Out		1,653.44								8,213.98
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				4.17		8,218.15
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				4.17		8,222.32
01/11/12	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				0.69		8,223.01
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				0.69		8,223.70
01/11/13	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				0.69		8,224.39
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				0.69		8,225.08
01/11/14	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				0.69		8,225.77
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17				0.69		8,226.46
01/11/15	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/06	121.17	01/11/15	122.35	-200.00		964.45	8,990.91
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				0.69		8,991.60
01/11/16	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70				2.08		8,993.68
01/11/19	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/02	121.70	01/11/19	122.85	-200.00		936.10	9,729.78
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/11/19	123.28		-9.03		9,720.75
01/11/20	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/20	122.90	01/11/19	123.28	-200.00		309.19	9,829.94
	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-1.97		9,827.97
01/11/21	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-1.97		9,826.00
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/21	122.95				0.69		9,826.69
01/11/22	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-1.97		9,824.72
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/21	122.95				0.69		9,825.41
01/11/23	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-5.91		9,819.50
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/21	122.95				2.08		9,821.58
01/11/26	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/21	122.95	01/11/26	123.98	-200.00		830.78	10,452.36
	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-1.97		10,450.39
01/11/27	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172				-1.97		10,448.42
01/11/28	GBP/USD	GBP/USD (ポンド/ドル)	1	01/11/20	1.4172	01/11/28	1.4193	-200.00		210.00	10,458.42
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.65				0.69		10,459.11
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.27				0.69		10,459.80
01/11/29	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.65				0.69		10,460.49
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.27				0.69		10,461.18
01/11/30	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.27	01/11/30	123.83	-200.00		452.23	10,713.41
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.65				2.08		10,715.49
01/12/03	Margin In/Out		10,322.58								
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.65				0.69		21,038.76
01/12/04	USD/JPY	USD/JPY	1	01/11/28	123.65	01/12/04	124.20	-200.00		442.83	21,281.59
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/04	123.80				0.69		21,282.28
01/12/05	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/04	123.80	01/12/05	124.20	-200.00		322.06	21,404.34
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/05	124.16				0.69		21,405.03
01/12/06	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/05	124.16	01/12/06	124.60	-200.00		353.13	21,558.16
01/12/07	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-27.08		21,531.08
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-27.08		21,504.00
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-27.08		21,476.92
01/12/10	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.80		-27.08		21,499.84
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		21,440.81
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,431.78
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		21,422.75
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		21,413.72
01/12/11	USD/JPY	USD/JPY	2	01/12/10	126.00				1.39		21,415.11
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		21,406.08
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,397.05
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		21,388.02
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		21,378.99
01/12/12	USD/JPY	USD/JPY	2	01/12/10	126.00				1.39		21,380.38
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		21,371.35
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,362.32
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		21,353.29
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		21,344.26
01/12/13	USD/JPY	USD/JPY	2	01/12/10	126.00				1.39		21,345.65
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		21,336.62
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,327.59
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		21,318.56
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		21,309.53
01/12/14	USD/JPY	USD/JPY	2	01/12/10	126.00				1.39		21,310.92
	USD/JPY	USD/JPY	2	01/12/10	126.00	01/12/14	127.02	-400.00		1606.05	22,516.97
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-27.08		22,489.89



Date(日付)	Item(銘柄)	Name(銘柄)	Units(数量)	B/Date(買/日付)	B/Price(買値)	S/Date(売/日付)	S/Price(売値)	Commission(手数料)	Interest(金利)	Profit/Loss(損益)	New Balance(残高)
01/12/14	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-27.08		22,462.81
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-27.08		22,435.73
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-27.08		22,408.65
01/12/17	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-8.33		22,400.32
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-8.33		22,391.99
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-8.33		22,383.66
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-8.33		22,375.33
01/12/18	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/17	127.75						22,375.33
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-8.33		22,367.00
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-8.33		22,358.67
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-8.33		22,350.34
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-8.33		22,342.01
01/12/19	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/17	127.75	01/12/19	128.18	-200.00		335.47	22,342.01
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-8.33		22,477.48
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-8.33		22,469.15
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-8.33		22,460.82
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-8.33		22,452.49
01/12/20	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-8.33		22,444.16
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-8.33		22,435.83
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-8.33		22,427.50
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-8.33		22,419.17
01/12/21	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-8.33		22,410.84
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-25.00		22,402.51
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-25.00		22,394.18
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-25.00		22,385.84
01/12/24	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60						22,377.51
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-18.06		22,369.18
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-18.06		22,360.85
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-18.06		22,352.52
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-18.06		22,344.19
01/12/26	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60						22,335.86
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		1.39		22,327.53
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		22,319.20
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		22,310.87
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		22,302.54
01/12/27	Margin In/Out		3,040.67								22,294.21
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		22,285.88
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		22,277.55
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		22,269.22
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	125.60		-9.03		22,260.89
01/12/28	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60	01/12/28	131.15	-200.00		0.69	22,252.56
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73						22,244.23
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/28	131.15	01/12/28	125.60		0.69	-4,231.80	22,235.90
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-27.08		22,227.57
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-27.08		22,219.24
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-27.08		22,210.91
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				2.08		22,202.58
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				2.08		22,194.25
01/12/31	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-18.06		22,185.92
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-18.06		22,177.59
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-18.06		22,169.26
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				1.39		22,160.93
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				1.39		22,152.60
02/01/02	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		22,144.27
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		22,135.94
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		22,127.61
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				0.69		22,119.28
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				0.69		22,110.95
02/01/03	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		22,102.62
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		22,094.29
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.84		-9.03		22,085.96
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				0.69		22,077.63
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				0.69		22,069.30
02/01/04	USD/JPY	USD/JPY	1	02/01/04	130.85	01/12/07	124.84	-200.00		0.69	22,060.97
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-27.08	-4,593.05	22,052.64
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-27.08		22,044.31
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				2.08		22,035.98
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				2.08		22,027.65
02/01/07	USD/JPY	USD/JPY	1	02/01/04	130.95				2.08		22,019.32
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03		22,010.99
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		22,002.66
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60				0.69		21,994.33
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				0.69		21,985.99
02/01/08	Margin In/Out		-3,034.90			02/01/04	130.95		0.69		21,977.66
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/21	129.60	02/01/08	132.40	-200.00			21,969.33
	USD/JPY	USD/JPY	1	02/01/04	130.95	02/01/08	132.60	-200.00		2,114.80	21,960.99
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		-9.03	1,244.34	21,952.66
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,944.33
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				-9.03		21,935.99
02/01/09	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.57		0.69		21,927.66
	USD/JPY	USD/JPY	1			01/12/07	124.73		-9.03		21,919.33
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73				-9.03		21,910.99
02/01/10	Margin In/Out		-3,588.14						0.69		21,902.66
	USD/JPY	USD/JPY	1	02/01/10	132.65	01/12/07	124.57	-200.00		-6,091.22	21,894.33
	USD/JPY	USD/JPY	1	02/01/10	132.65	01/12/07	124.73	-200.00		-5,970.80	21,885.99
	USD/JPY	USD/JPY	1	01/12/27	131.73	02/01/10	132.55	-200.00		-418.83	21,877.66
Total(合計)								-3,800.00	-993.68	-10,146.61	0.00

(約-131,812円)
平成14/1/10/全落レート
レート@132.65



これは正本である。

16.12.-8
平成 年 月 日

大阪高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 加 藤 一

